

	頁(項目)	意見等	市の考え方
1	地震1.1-2	市役所庁内またはフェイスに「防災コーナー」を設置し、市民への啓発を図るべき。	設置スペースの問題があり、常設は難しいものと思われますが、自助・共助の啓発となる展示などを、機会を捉えて行っていきます。
2	地震1.1-3	小規模な町会・自治会では、自主防災組織の結成が困難であるため、小規模な町会・自治会が共同で組織できるように検討して欲しい。	町会・自治会の連合による自主防災組織の結成については、既に認められているものでありますので、今後、周知を図り、小規模な町会・自治会における自主防災組織の結成を促進していきます。
3	地震1.1-3他	市が強力な指導を行わなければ、防災について熱心な町会とそうでない町会の差が出てくる。 熱心な町会については、市の広報で紹介するべき。	総合防災訓練の他に、日頃より地震体験車や煙中体験などの防災指導をはじめ、防災講話や出前講座などの機会を通じまして、自治会、企業、学校などに広く防災意識の向上、啓発に努めています。しかしながら自主防災組織の結成率や活動状況などをみますと、地域ごと、町会ごとの温度差があることは否めないのも事実です。 先進的な取組を行っている町会・自治会については、ホームページなどを通じて、紹介していきます。
4	地震1.1-4	町会・自治会が平時から要援護者の所在を把握し、要援護者の「個別の支援計画」を作成しておく必要がある。安心登録カードは、現在のところ、地区社会福祉協議会で管理しており、町会・自治会との情報共有はない。また、要援護者台帳も本人の同意がなければ、情報の共有ができない。 どうすれば、町会・自治会が要援護者の把握ができるか具体策をつめる必要がある。	市の手上げ事業の実施に伴い、情報共有に同意した要援護者情報は要援護者名簿として市社協を通じて地域と情報共有することとなっています。情報共有にあたっては、ご指摘のとおり本人の同意が必要となります。要援護者自身の意思も尊重しなければならないため、非常に難しい面があります。 安心登録カードについては、市と社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会連合協議会が協力して取り組む事業であります。町会・自治会との情報共有がなされていない地区においては、今後、共有を図っていくこととなります。
5	地震1.1-5	東京都中央区や川崎市のように、今後建設されるマンションへの防災対策の強化を図るため、条例化等の検討をするべきではないか。	マンションへの備蓄の義務化などについて、検討してまいります。
6	地震1.1-7他	市災害ボランティアセンターとの連携を密にとってほしい。災害時の民間ボランティア団体と協定を結ぶなどして人的資源を確保するとよい。	ボランティアを確保し、ボランティアセンターの運営主体となる市社会福祉協議会とは、平時からの連携強化を図ってまいります。 また、協定については、関係機関などと協議を行ってまいります。
7	地震1.1-9他	毎年8月下旬に総合防災訓練が行われているが、果実農家は販売の最盛期であり、参加が難しい。農業従事者と一般市民との合同防災訓練を組み入れてほしい。	総合防災訓練以外の別の日程で、独自の訓練を実施するケースもあります。訓練場所を確保して頂ければ、危機管理課による地震体験、煙中体験、消防署による消火訓練、初期救命訓練、AEDなどの各種訓練を行うことが可能ですので、ご相談ください。
8	地震1.2-6	町会・自治会への防災ラジオの配布は、大変すばらしいことと思う。緊急地震速報や津波警報、市役所からの情報などがスイッチを切っても自動に入る防災ラジオを市民限定で安価に販売し、また、要援護者には無料配布するなど、検討してほしい。	今年度町会・自治会へ配布予定の防災ラジオは、緊急地震速報などの他、市役所から防災行政無線により放送する情報が自動的に受信できるものです。 防災ラジオの市民への安価な販売等については、現在、検討を行っています。
9	地震1.3-6他	仮設等のトイレ整備と合わせ、溜枳の汲み取り式を併用したトイレも整備するべき。学校等の屋外に設置すれば非常に有効であると思う。	一部施設には、マンホールトイレ、汲み取り式としても使えるトイレの設置なども行っており、今後も設置について検討してまいります。
10	地震1.5-5他	福祉避難所を指定しても、そこで誰が支援するのか決めていなければ、福祉避難所の機能は果たせない。	基本的には、福祉避難所の運営は行政職員が主体となり、家族等介護者がいる場合は、介護者が支援にあたり、介護者がいない場合は、ボランティア等の協力を得て運営するものと考えています。 また、要援護者支援の行動計画を策定中であり、施設の開設や搬送、必要資機材や人員の確保など、具体的に検討しているところです。

	頁(項目)	意見等	市の考え方
11	地震1.5-6	避難場所案内板の中や電柱の町丁目表示看板等の中に海拔を入れてはどうか。 全ての避難所、公共施設の屋根、屋上に防災ヘリコプター等から確認できるヘリサイン(施設名)を表示したらどうか。東京都新宿区では既に多くの施設に表示されている。	平成24年度末までに、全ての避難所と津波一時避難施設へ避難所表示看板の整備を行う予定であり、その中に海拔標記を含む予定です。 また、本市にはヘリコプター臨時離発着場が12箇所あり、そのうち緊急消防援助隊が使用する「県立豊富高校」には屋上への校名表記が設置済みです。 今後、公共施設を中心として、規制にかからない表示設置が可能か、所管する県航空課へ確認し、手法について研究していきます。
12	地震1.5-9	日常的に学校と地域とで避難所運営について協議を重ねるため、市が指定している避難所である学校等において、管理者である学校長・教頭を含めた、学区内の町会・自治会との「避難所学区内防災連絡会」を立ち上げることを提案する。 また、学校施設の鍵の管理を責任ある地域の町会・自治会へ一部任せたらどうか。	避難所ごとの地域特性を取り入れ、地域住民を主体とした避難所運営体制の構築を目標とした標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」の作成をすすめており、避難所運営委員会の平時からの設置に向け、今後取り組んでいきます。 なお、避難所毎の組織作りや運営、鍵の取扱いについては、避難所運営委員会の中で協議を進め、検討していくべき事項であると考えています。
13	地震1.5-9	災害時の混乱を避けるため、学校の各部屋等を町会別、用途別に区分した「災害時施設利用計画」を作成し、校庭等に掲示版で掲示し、情報共有を図るべきである。 また、町会・自治会に加入していない地域住民の取扱いについても、地域の防災連絡会において対応を定めておく必要がある。	現在、策定中の標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」では、各避難施設や地域の実情に即した計画の策定を、地域住民と学校の教職員、市の職員による避難所運営委員会で行うものとしています。事前の部屋割りなどについては、平時からの避難所運営委員会を設置し、その中で検討していくべきであると考えています。
14	地震1.5-9	自分達の避難所がいまいで何処に避難したらいいのか心配である。避難所が決まっていれば、平常時から避難所運営マニュアルをに基づいた体制が整備されるのではないかと。様々な知識、資格、特技を持った方たちを事前に把握できれば、避難所運営において多いに役立つと思う。 自宅等に避難された方たちへの支援等についても含めた避難所運営マニュアルを作成すべき。 東京都文京区では、地域住民による避難所運営訓練が約10年前から行われており、参考にすべき。	本市には密集した市街地も多く、被災状況により避難行動が大きく左右される可能性もあります。これまで、地域ごとの避難施設を特定せず、町会・自治会、企業、家庭ごとに、自ら避難を予定する施設を平時から複数決めるよう、啓発しています。 また、現在、標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」の作成を進めており、今後、地域の実情に即した避難所運営を目標として、本年度から訓練へ組み込んでいきます。
15	地震1.6-3他	小学校に医師会等により設置される応急救護所に、医師、看護師がどれだけ確保できるのか疑問である。当然早期に応急救護所を設ける必要はあるが、あくまでも応急救護所であり重傷な傷病者を受入れられないことや開設に時間を要することを本計画の中に盛り込み、広報することが必要ではないか。	応急救護所は、確かに急性期では応急手当が主な業務となりますが、医療機関への搬送要否を決定(トリアージ)し、搬送までの容態確保に努めるという、大変重要な役割があります。つまり、急性期医療の第一歩を担う場所として小学校という市域内に最も多く、認識もされている施設にこれらを設置し、開設状況に差異があっても近隣で救護が受けられる計画としています。 そのためにも、医療5団体の非常参集制度を基盤とした体制づくりと備蓄を行うとともに、訓練を重ねています。 なお、構成員には東日本大震災で医療支援に尽力された方も多く、その能力を活かし災害医療の充実を目指すべく、災害医療についての検討を行う会議の開催を準備していますので、ご指摘の事項を含めまして、検討をすすめていきたいと考えています。
16	地震1.7-1	船橋市被害想定での避難者数と備蓄目標の避難者数が異なっており、どのように解釈したらよいか。 また、備蓄食料品の中に、一般的に祝いごとのときに食べる赤飯や高齢者等には固くて食べづらい乾パンは含まれていないか。	備蓄目標は、防災アセスメント調査で想定した避難者数の予測のうち、全壊(または焼失)により居住が不可となった世帯への3食3日間分の供給を主な目標とした数値としています。全壊に至らなかった避難者には、国も啓発を進めていますように、備蓄の持ち寄りを呼びかけ、外部支援が届くまでの期間を凌ぐ体制としています。 なお、備蓄食料は、クラッカーとアレルギーに対応したアルファ化米、缶入りパンなどを中心に備蓄しており、咀嚼(そしゃく)が困難な方へのお粥類の備蓄も並行して進めています。
17	地震1.7-3他	陸上輸送の中継物流拠点が1か所では少ない。海上輸送と同じ2か所が必要と思う。	市としましても複数個所の拠点が必要であると考えており、民間事業者等との間で現在も指定に向けた協議を行っているところです。

	頁(項目)	意見等	市の考え方
18	地震1.9-2	具体的に誰が要援護者をどのように救出。救助するのが明確でない。「個別支援計画」を平常時から町会・自治会で作成しておく必要がある。	要援護者支援の行動計画を策定中であり、具体的に検討しているところです。
19	地震1.9-4他	手上げ事業で要援護者全員の名簿を作成することは不可能である。要援護者の所在を把握するには、町会・自治会の防災委員による聞き取り調査が必要となる。市が把握している要援護者台帳の情報開示も遅くて役に立たないと思われる。	要援護者名簿については、日頃から町会・自治会等との要援護者の個人情報共有のため、個人情報保護の観点から手上げ事業により、要援護者からその同意を得る必要があります。しかしながら、要援護者全員の名簿を作成することは困難であると考えています。
20	地震2.14-7	津波による被害が生じた場合、し尿または浄化槽汚泥には土砂、海水、ヘドロ等が含まれることとなる。これらのし尿・汚泥等をし尿処理場において受け入れることが可能か、事前の検討が必要と考えられる。 また、し尿処理施設や中継貯留槽が被災した場合等における対応について、市や県の境界を越えて近隣のし尿処理場が使用可能な体制の構築等が必要と考えられる。 さらに、予備の貯留槽に必要な容量の試算やその具体的な設置計画、あるいはし尿の運搬車両を緊急通行車両として事前登録すること等も有用な計画と考えられる。	し尿処理施設が稼働していれば、一定の量までは受入・対応可能であります。 また、ご指摘の広域処理は大変重要であると考えており、近隣のみならず遠隔地における受け入れも視野に入れた研究を行っていききたいと考えています。 なお、し尿運搬車やゴミ回収車、市の公用車などについては、警察と協議の上、緊急通行車両として事前登録を行っています。
21	地震2.14-9	初期防疫活動は、市の備蓄を使用して行う、と記載されているが、消毒剤等の具体的な資材の備蓄に関する記述がない。	防疫用の薬品(塩化ベンザルコニウム液)については、市において一定量の備蓄を行っています。また、市の備蓄分で不足する場合は、災害時応援協定に基づき、船橋薬剤師会が薬品の供給を行うこととなっています。
22	地震2.18-2	市災害ボランティアセンターの開設基準が明確に記載されていない。市内の被害状況や被災者からのニーズに基づき、市社会福祉協議会の判断により開設できる旨を明記してほしい。	ご指摘のとおり、市の災害対策本部の設置にかかわらず、市社会福祉協議会が必要に応じて設置できる記載に修正します。
23	地震2.7-17他	今年の総合防災訓練において、避難所運営の必要性について説明するという形で訓練が行われた。 地域の方々に避難所の運営は自分たちで行わなければならないことを知らしめ、具体的に何をやらなければいけないかを分かってもらうため、総合防災訓練だけでなく、他の機会を作り、もう少し時間をかけて多くの方を対象として、その研修を行わなければならない。 町会により意識の差がある点も問題である。	総合防災訓練で使用した避難所運営マニュアルは、抜粋版でしたが、現在、訓練参加者や被災地活動に従事した市職員の意見などを参考にして、標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」の策定をすすめています。 このマニュアルが完成した際には、市が実施する地域防災リーダー養成講座や防災指導、出前講座などの機会を通じて、普及に努めていききたいと考えています。
24	地震2.7-17他	市内の24地区ごとに「地域防災対策連絡会(仮称)」を創設し、防災担当者2名程度による2か月に1度程度の研修を行い、地区ごとの顔の見える関係づくりを進めてほしい。	避難所ごとの地域特性を取り入れ、地域住民を主体とした避難所運営体制の構築を目標とした標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」の作成をすすめており、避難所運営委員会の平時からの設置に向け、今後取り組んでいきます。
25	地震2.7-3他	市は安心登録カードを推進しているが、カードを提出した障害者の安否確認を誰がとることになっているのか明確な規定がない。また、顔の分からない地区社会福祉協議会関係者が安否確認することは難しいと思われる。安心登録カードだけでなく、別の方法での支援が必要である。 障害者本人または家族、施設(事業所)が「個別支援計画」をたて、1年更新し行政が原本を本人がコピーを保管するようにしたい。	「安心登録カード」事業は、日頃から声かけ、見守りなどを行い顔の見える関係づくりに努め、災害時や緊急時に要援護者の安否確認などの援助や支援を行えるよう事前に要援護者および支援協力者を登録する制度です。 災害発生時等においては、地域住民の協力が不可欠ですが、支援協力者の担い手不足が課題となっていることから、自助、共助の取り組み、自主防災組織の結成率向上など地域力を高め、公助との連携を深める啓発を図っていきます。 安心登録カードだけではない別の方法による支援については、今後研究していきます。
26	地震2.7-3他	フェイスシートがどのようなものか、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」にも様式が示されていないので、よく理解できない。 各要援護者の実態にあった「個別支援計画」を作成した方が効果的ではないか。	第一義的には、避難所から施設等の福祉避難所へ搬送する際、要援護者情報を効率的に引き継ぎを行うためのものとなります。 なお、フェイスシートは、個別支援調査票と名称を変更しまして、地域防災計画の資料編に掲載いたします。

	頁(項目)	意見等	市の考え方
27	地震2.7-4他	一般の避難所と並行して福祉避難所を立ち上げる必要があるが、一般の避難所を開設し運営している自治会に福祉避難所を同時に立ち上げる余力はない。震災直後に、障害者本人、家族、事業所が参加する形で福祉避難所を立ち上げる方法も検討するべき。	福祉避難所については、受入れ施設の被害状況や要援護者の避難状況等を踏まえ開設することとなるため、基本的には一般の避難所開設後の開設となります。ご指摘の避難所の立ち上げと運営については、今後も課題の一つとして検討を続けていきます。
28	地震2.7-4他	一時的に要援護者を小中学校避難所の教室に収容することとなっているが、どの教室を利用し、誰が教室を管理するのかなどを、あらかじめ決定しておく必要がある。次年度の総合防災訓練では、福祉避難所(室)の立ち上げ訓練も盛り込んでほしい。	小中学校における要援護者用の福祉スペースについても、総合防災訓練における避難所運営訓練の中に取り込んでいけるか検討していきます。
29	地震2.7-4他	被害状況や要援護者の避難状況を踏まえて、福祉避難所を開設することとなっている。これでは対応が後手に回り混乱を招く恐れがあるため、例えば震度5強以上の地震で開設されるべきではないか。	福祉避難所は、震度5強以上の地震で開設する方向で検討しています。ご指摘のとおり速やかな対応をとれるよう、「施設の被害状況を踏まえ、開設する福祉避難所を決定する」旨の記載に変更します。
30	人材活用	市民の中にはいろいろな知識や技術を持っていながら退職後に職についていない方が多くいらっしゃるので、このような方の知識や技術を災害時に活用するOB支援隊の創設を提案する。市役所、消防、警察、自衛隊、医師、看護師、建築士などで、退職された市民の方を一定の年齢まで登録する制度である。	市では、災害初動期に最も活躍が求められる災害医療の人材確保のため、災害支援協定先である医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、看護協会の医療5団体に対して、潜在資格者の把握と活用を求めています。また、町会、自治会への働きかけの一つとして、地域居住の技術を持った方々との連携を啓発しており、町会、自治会が独自に協力関係を築いている事例も伺っており、発災初期の救助、復旧などでの活躍が期待されています。
31	総則1.4-1他	船橋市においても、東京都と同様に東京湾北部地震の被害想定を見直した計画とするべきではないか。改正にあたり、被害想定の数値をそのまま本計画に反映するのではなく、1.3倍から1.5倍で改正するべき。	東京都が東京湾北部地震の被害想定を見直した理由は、震源が当初の想定よりも10km浅い可能性が示されたことによります。本市及び千葉県においては、その想定を当初から加味した被害想定を行っており、東京都が見直した想定と既に同じとなっています。今後、内閣府から新たな想定が示された場合には、被害想定を見直す可能性がありますが、現在のところ、適正な被害想定であると考えています。
32	総則1.4-3	平成22年度船橋市地震被害想定結果一覧表として公表されているのに、本計画の「地震被害予測結果」に、なぜ避難者数や帰宅困難者数が表記されていないのか。	地震被害想定は様々な知見や手法がある中で、その一つの見解として市の地域防災計画を策定するにあたっての根拠として被害を予測し、既存の防災力、体制整備による減災効果などを数値化、可視化したものです。しかしながら、全ての予測結果を地域防災計画へ掲載してはおりません。
33	風水害2.5-1	水位状況はどこの水位か、表示はA.P.か、T.P.か。水防団待機水位(通報水位2.1m)と氾濫注意水位(警戒水位2.2m)との差は10cmしかなく、水防団出動に支障があるのではないかと。量水標の位置に問題があるのではないかと。	A.P.かT.P.かについては、A.P.と明確に標記します。各種水位に関しては、千葉県が設定しているものです。
34	風水害2.5-1	潮位はどこを検潮所潮位か、表示はA.P.か、T.P.か。波浪(有義波高)の1.5m(注意報)、3.0m(警報)は湾奥部に適用すべきではないのではないかと。	A.P.かT.P.かについては、T.P.と明確に標記します。各種水位に関しては、気象庁が設定しているものです。
35	要援護者	宿泊を伴う障害者の避難訓練を行い、障害者が避難所生活を体験することにより、実際にその状況に置かれたときに、本人や家族の不安を軽減することが期待される。また、避難所に必要な装備の検討、福祉避難所の設置訓練にもなる。	生活環境が変化することは知的障害者をはじめ障害者にとって大きな負担となることは認識しています。宿泊を伴う障害者の避難訓練については、今後の検討課題としていきます。
36	要援護者	要援護者は常に自宅にいるわけではなく、市外に通勤・通所しているケースもある。居住地とは別の地域で被災し、帰宅困難になった場合、安心登録カードだけでは対応できない。各自が要援護者であることを他の人へ伝える手段として、SOSカードなどを携帯する必要がある。帰宅困難者の対応の中に、要援護者が帰宅困難になる場合の想定が必要である。地域の外で被災した場合でも対応できる「船橋標準」「千葉県標準」を作り、利用法を確立してほしい。	地域の外で被災した場合の対応については、今後研究していきます。

	頁(項目)	意見等	市の考え方
37	地震1.1-12 他	「避難所運営マニュアル」という表記は、避難所毎で作成するものを指しているのか。そのひな形となるマニュアルを示すべきではないか。	標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」とそれを基にした各避難所の避難所運営マニュアルというように、両者の関係が明確になるような記載に修正します。
38	地震1.4-2 風水害1.4-2	A.P.8.0mの堤防もあるのではないかと。また、図では計画気象を大正6年10月台風としているが、本文では昭和34年9月の伊勢湾台風としている。	A.P.8.0mは海老川第一、第二水門の天端部分を指しています。計画気象については、伊勢湾台風クラスをモデルとして9つのルートを設定し、最大の予測結果をもとに、設計高を決定していることから、伊勢湾台風に修正します。
39	風水害2.5-1	海老川は、水防法第13条第2項に基づき、千葉県知事が指定した河川ではないでしょうか。従って千葉県の水防計画との整合を図るべきである。	海老川は、水防法第13条第2項に基づき、千葉県知事が指定した河川であり、千葉県の水防計画との整合性は図っています。